

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社LIXIL TEPCOスマートパートナーズ
住所	東京都江東区亀戸1丁目36番8号 新亀戸ビルディング5階

自社等発電所(*1) の有無	無		
電気事業の概要	主に新築戸建ZEH住宅向けに、太陽光発電システムによる余剰売電収入をご提供いただく代わりに太陽光発電システム設置費用を当社で負担。太陽光発電システムと竣工後のお得な電力販売をセットにした新しいサービスをご提供しています。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進やFIT非化石証書を利用した電気の提供により温室効果ガスの排出量の抑制に取り組んでまいります。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2020年度）	0.484 (kg-CO ₂ /kWh)	0.423 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標（2021年度）	0.500以下 (kg-CO ₂ /kWh)	0.500以下 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標（2024年度）	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標（2034年度）	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方) ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進やFIT非化石証書を利用した電気の提供により温室効果ガスの排出量の抑制に取り組んでまいります。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
 *2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。
 *3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2020 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2021 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2024 年度)	要検討 (千kWh)	要検討 (%)
	長期目標 (2034 年度)	要検討 (千kWh)	要検討 (%)
	(目標に係る措置の内容) 自社発電施設を保有しておりません。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2020 年度)	0.1 (千kWh)	0.05 (%)
	当年度目標 (2021 年度)	極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)
	短期目標 (2024 年度)	極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)
	長期目標 (2034 年度)	極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)
	(目標に係る措置の内容) 2020年10月よりFIT非化石証書の購入を始めております。今後の再生可能エネルギーの調達については、収益性や環境性を踏まえ適宜検討しております。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	未利用エネルギーの調達については、収益性や環境性を踏まえ適宜検討しております。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	現在自社発電施設を保有しておりません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進やFIT非化石証書を利用した電気の提供により温室効果ガスの排出量の抑制に取り組んでおります。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	社内での省エネルギー対策として、空調設定温度の管理、ノーネクタイの実施等による電気量削減・空調負荷低減に取り組んでおります。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分を除いたものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量、他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量及び購入した環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分を除いたものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。